

議案第126号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

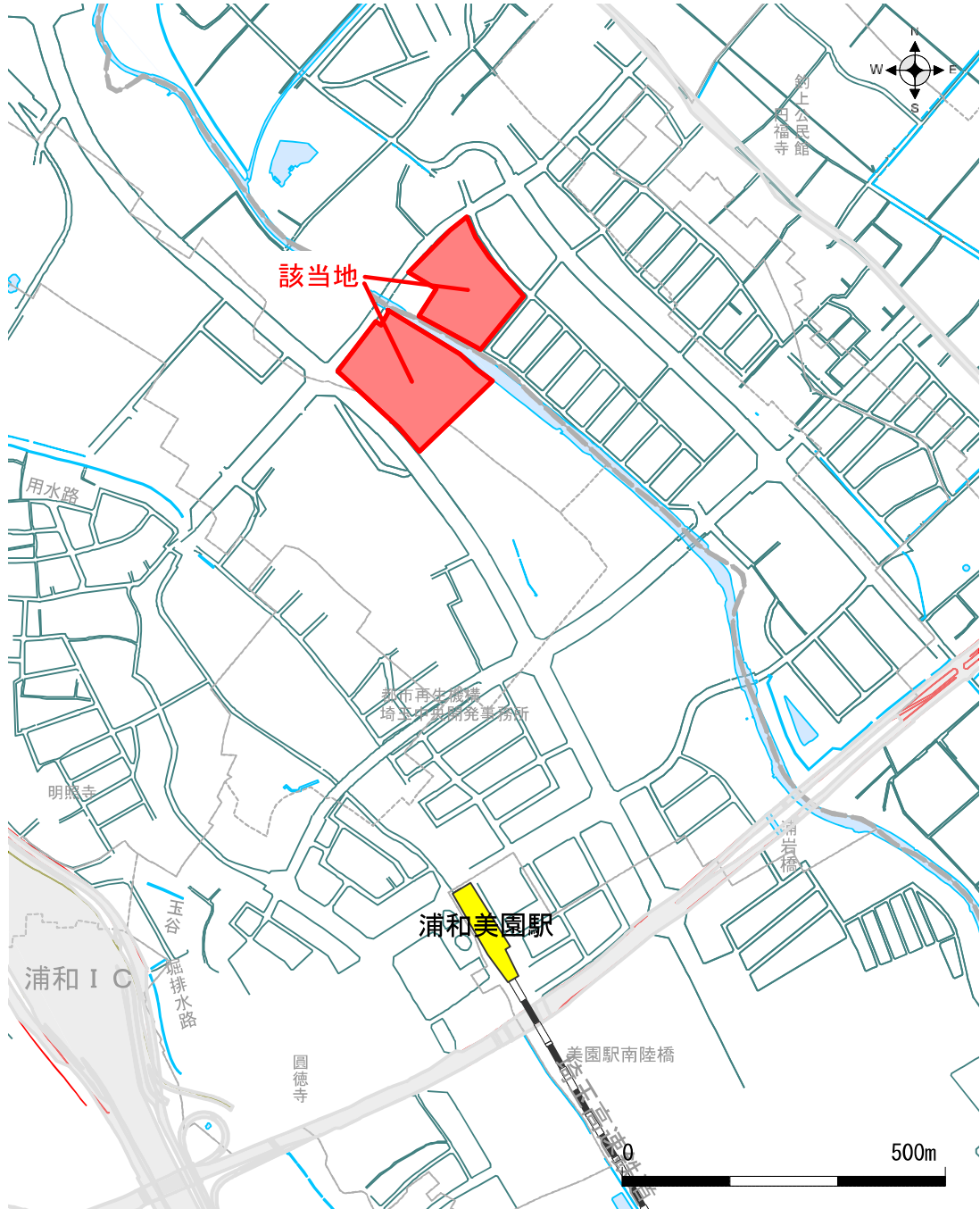
- 1 物件の表示 さいたま市緑区美園3丁目1番ほか1筆
40,728平方メートル
- 2 取得先 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
- 3 取得価格 6,923,760,000円
- 4 取得理由 公益的施設用地に充てるため。

(参考)

物件の表示

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	
緑区美園3丁目	1番	宅地	23,130	98
岩槻区美園東2丁目	12番1	宅地	17,597	02

案内図



見取図

